※先着順

令和7年度市営住宅入居者随時募集【R7.8.8更新】

（世帯向け／世帯及び単身向け／単身向け／要件緩和住宅）

● 募集要項 ●

1. 申込受付期間

通年受付（平日　8:30から17:15まで）
※ただし、住宅一覧の更新日（4月・8月・12月）は、
9:00から9:30までに受付された方で、申込みの
順番を抽選で決定します。
（「継続」掲載分で既に申込みがある住宅については、
キャンセル待ちとなります。）

2. 申込書受付先

久留米市　都市建設部　市営住宅課　（市役所13階）
※各総合支所、各市民センターでの受付はしておりません
※郵送、電子申請での申込みはできません

3. 申込方法

市営住宅課窓口にて、申込書を記入・提出
※本庁13階の市営住宅課窓口でのみ、対象住宅の一覧と
申込状況を掲示しております

4. 注意事項

※定期募集との重複申込みはできません
※通常、申込みから約1ヶ月半～2ヶ月後に入居契約となり
ます。

5. 次回更新予定日

令和7年12月5日(金)を予定しています。
※更新日の1週間前（11月28日）に募集対象住宅一覧を配布します。
受付は更新日からになります。

久留米市　都市建設部　市営住宅課

〒830-8520　久留米市城南町15番地3

電話0942-30-9086/FAX0942-30-9743

※ 注意

掲載している情報は、令和7年8月8日更新のものです。

次回の更新日まで情報更新予定はありません。

お申込み・契約状況については、随時変化しますので、市役所13階　市営住宅課まで
お問い合わせください。

● 申込み資格 ●

入居の申込みができる方は次の**条件をすべて満たす方**に限ります。
（入居者資格は、**申込日**を基準日として審査します。）

（1）　**下記の同居者に関する要件を満たす方**

【2人以上で入居される場合】

次の同居親族がある方

- 配偶者（住民票の続柄が「未届の夫」または「未届の妻」の方及び福岡県パートナーシップ宣誓書受領証カードの交付を受けている方も含む）
- 婚約者(ただし入居指定日には入籍の状態にあること)
- 6親等以内の血族または3親等以内の姻族

※ 戸籍上離婚していない夫婦の一方とその子等の世帯(別居状態)は原則認めません。
ただし、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に該当する世帯は除きます。

【単身で入居される場合】（注）を参照

次の各号（ア～コ）のいずれかに該当する方

ア. 60歳以上の方
イ. 身体障害者で、障害が1級～4級程度の方
ウ. 精神障害者で、障害が精神障害者保健福祉手帳1級～3級程度の方
エ. 知的障害者で、障害が療育手帳重度、中度又は軽度の方
オ. 戦傷病者手帳の交付を受けた方で、障害の程度が恩給法の特別項症から第6項症までまたは第1款症の方
カ. 原子爆弾の被爆者で医療交付について厚生労働大臣の認定を受けている方
キ. 生活保護を受けている方
ク. 海外からの引揚者で、5年を経過していない方
ケ. ハンセン病療養所入所者等の方
コ. DV被害者で、配偶者暴力防止等法に基づく、一時的な保護又は保護が終了して5年を経過していない方
若しくは保護命令の申し立てを行った方で命令の効力が生じた日から5年を経過していない方

【要件緩和住宅の申込みについて】（注）を参照

同居親族の有無に関係なく申込みができる住宅です。60歳未満の単身者でも申込みが可能です。
※ 世帯で申し込まれる場合は、部屋の面積や間取りをご確認ください。

（注）　単身で入居していただく場合、身体上、または精神上の理由で常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができない、または、受けることが困難であると認められる方は申込みできません。必要に応じて、面接又は福祉部局への照会等をすることがあります。

（2）　**現在、住宅に困っている方（原則として持ち家のないこと）**
（3）　**申込者が久留米市内に居住しているか、または勤務先が市内である方**
（4）　**入居しようとする方全員が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でない方**
（5）　**日本国籍の方、または下記のいずれかに該当する外国人の方**

- 「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）第22条第2項（第22条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により永住許可を受けた方
- 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）第3条、第4条および第5条に定める特別永住者として許可を受けた方
- 1年以上の在留期間が決定されている中長期在留者の方

（6）　**成年の方**
（7）　**公営住宅は、申込者および同居者の月収額の合計が158,000円以下（裁量階層は214,000円以下）の方**
改良住宅は、申込者および同居者の月収額の合計が114,000円以下（裁量階層は139,000円以下）の方
（8）　**過去において市営住宅等に入居していた方については、不正な使用（無断退去・家賃滞納等）などをしたことがない方**
（9）　**原則、次の条件を満たす緊急時の連絡先を確保できる方**

ア. 親族であること。
イ. 久留米市内に居住していること。
ウ. 個人の場合、成年であること。

（10）　**入居する世帯全員が、入居する住宅における共同生活を円満に営むことができる方**

市営住宅へ入居申込みをされる皆様へ（必ずお読みください）

（1）共同住宅のルールは守る義務があります。

ペット飼育（餌付け含む）・騒音・不法駐車等で、他人に迷惑をかけてはいけません。
その他、法令・条例等で定められているルールを守っていただきます。

（2）管理組合（自治会等）の活動にご協力ください。

外灯・階段灯・エレベーター等の電気代や共有水栓の水道代など、入居者が共同で使用する費用は、共益費として家賃以外に入居者全員で負担していただきます。
また、共同住宅で気持ちよく生活するためには、清掃活動など管理組合（自治会等）へ積極的に参加・協力していただく必要があります。
また、住宅もしくは棟ごとに入居者による推薦で、住宅管理人をしていただく場合があります。

（3）家賃を延滞すると、住宅の明渡しを求めることがあります。

家賃のお支払いを3ヶ月以上滞納すると、入居許可の取消し、住宅の明渡し（法的措置）を求めることがあります。

（4）敷金は、入居時の家賃の3ヶ月分です。

入居資格審査の後、カギ渡し（入居契約）の時に、お支払いをお願いします。

（5）網戸・カーテンレールのご用意が必要です。

市営住宅には原則、網戸・カーテンレールを設置していませんので、入居者自身で用意していただきます。

（6）退去の際は、負担していただく補修費用があります。

退去の際、畳の表替え、襖・障子の張替えの費用を負担していただきます。
入居の際に納入していただいた敷金から畳の表替え、襖・障子の張替え費用に充当します。

● 契約までの流れ ●

入居申込み	市営住宅課にて先着順にて申込みを受け付けます。 ※各総合支所、各市民センターでの申込受付はいたしません。
↓	
住宅の下見	住宅の下見をしていただきます。※本人確認書類、印鑑が必要です。
↓	
入居資格審査	入居資格を満たしているか確認する資格審査を行います。 ※下記の場合、**当選無効**となります。 ①事実と違う申込みをしていることが判明した場合 ②資格要件に合わないことが判明した場合 ③審査を無断で欠席された場合 ④資格審査までに郵送または電話による連絡がとれない場合
↓	
契約（入居許可日）	入居にあたっての説明、契約の手続きを行います。 契約後はすみやかに新しい住所へ住民票の異動を行い、入居してください。 **※無断欠席された場合は、当選無効となります。** （当選を辞退されたものとして取扱います）
↓ ※10日後	
入居（入居指定日）	入居指定日から家賃がかかります。入居月の家賃は日割での計算になります。

○● 市営住宅等 募集住宅一覧 ○●

次回更新予定日：令和7年12月5日（金）

※更新日の1週間前（11月28日）に募集対象住宅一覧を配布します。
受付は更新日からになります。

【注意事項】
※1　間取りの「**洋**」は、住宅によって広さが異なります。
※2　家賃は、入居者の世帯収入等にもとづいて毎年度算定します。
家賃の他に、階段灯の電気代等の共益費や自治会費等が必要です。
備考1欄に「浄化槽」と記載している住宅は、清掃費（汚泥処理費用等）の負担があります。
※3　駐車場は原則、住宅1戸につき1区画契約可能です。契約には**別途条件**があります。
※4　既に申込みがある場合は、申込み受付ができない場合があります。
申込み状況については、市営住宅課にて確認してください。

※5：住宅の申込状況について
新規追加：今回の随時募集更新の際に追加募集開始となった住宅です。
継続：前回の随時募集更新以前から募集を継続して行っている住宅です。
申込有：情報更新時点でお申込みがある住宅です。

【世帯向け市営住宅】 ※単身での申込みはできません。

住宅番号	住宅名　棟・号	階	建設年度	構造	EV	間取り ※1	面積（㎡）	家賃（円） ※2		区分	浴室設備	シャワー	市営駐車場 ※3	所在地	備考1	備考2	住宅の申込状況（※5） R7.7.14時点	
								最低額	最高額					小学校区				
1	出島団地4棟203号	2階	H5	5階建	×	4.5/6/6/DK 3DK	57.9	22,300	43,800	公営	給湯器	○	○ 3,000	大石町353番地1 京町小	畳・襖張替え済		新規追加	
2	長門石団地9棟16号	3階	S52	5階建	×	4.5/6/6/DK 3DK	56.8	17,900	35,200	公営	風呂釜	○	×	長門石4丁目6番 長門石小	畳・襖・清掃済		新規追加	
3	田主丸団地C棟101号	1階	H11	3階建	×	6/6/洋/DK 3DK	65.6	25,400	49,900	公営	給湯器	○	○ 2,500	田主丸町田主丸1186－1 田主丸小	畳・襖張替え済		新規追加	
4	田主丸団地D棟302号	3階	H11	3階建	×	6/6/洋/DK 3DK	65.6	25,400	49,900	公営	給湯器	○	○ 2,500	田主丸町田主丸1186-1 田主丸小	畳・襖・清掃済		新規追加	
5	大町団地25号	1階	S63	1階建	×	4.5/6/6/DK 3DK	62.2	22,300	39,300	公営	給湯器	○	×	田主丸町殖木807-2 田主丸小	畳・襖・清掃済	汲み取り式/メゾネット 風呂・洗面のみ給湯	新規追加	

【世帯及び単身者向け市営住宅】 ※単身で申込みされる場合は、「申込み資格」の【単身で入居される場合】のいずれかの条件に該当する方が申込みできます。

住宅番号	住宅名　棟・号	階	建設年度	構造	EV	間取り ※1	面積（㎡）	家賃（円） ※2		区分	浴室設備	シャワー	市営駐車場 ※3	所在地	備考1	備考2	住宅の申込状況（※5） R7.7.14時点	
								最低額	最高額					小学校区				
6	東合川団地7棟10号	5階	S55	5階建	×	4.5/6/6/DK 3DK	56.8	18,400	36,100	公営	風呂釜	○	×	東合川新町2番 合川小			継続	**申込有**

【単身者向け市営住宅】 ※単身で申込みされる場合は、「申込み資格」の【単身で入居される場合】のいずれかの条件に該当する方が申込みできます。

住宅番号	住宅名　棟・号	階	建設年度	構造	EV	間取り ※1	面積（㎡）	家賃（円） ※2		区分	浴室設備	シャワー	市営駐車場 ※3	所在地	備考1	備考2	住宅の申込状況（※5） R7.7.14時点	
								最低額	最高額					小学校区				
7	中通住宅1棟15号	4階	S45	4階建	×	4.5/6/洋/K 3K	38.3	11,100	14,700	改良	給湯器	○	×	野中町1107-2 西国分小	風呂・台所のみ給湯		新規追加	

【要件緩和住宅】 ※同居親族の有無に関係なく申込みができる住宅です。60歳未満の単身者でも申込みできます。世帯で申し込まれる場合は、部屋の面積や間取りをご確認ください。

住宅番号	住宅名　棟・号	階	建設年度	構造	EV	間取り ※1	面積（㎡）	家賃（円） ※2		区分	浴室設備	シャワー	市営駐車場 ※3	所在地	備考1	備考2	住宅の申込状況（※5） R7.7.14時点	
								最低額	最高額					小学校区				
8	大善寺団地1棟503号	5階	S62	5階建	×	4.5/6/6/DK 3DK	57.9	20,500	40,300	公営	風呂釜	○	○ 3,000	大善寺南2丁目9番 大善寺小			継続	